

(公益社団法人) 日本建築家協会 監修
2020年度版 建築工事共通仕様書 改訂概要

全般	• 各章全般に基準、規格、法規及び文章表現の見直		
2 仮設工事	2.3	仮囲い	a 文言訂正 (かえる→代える、出来る→できる)。
	2.4	縄張り・やりかた その他	a 文言訂正 (立ち会い→立会い)。
	2.5	足場及びさん橋	b JIS A 8971「屋根工事用足場及び施工方法」の施工標準 追記。 c 文言訂正 (パイプ→単管、吊→つり)。
4 地業工事	4.1	4.1.4 検査及び施工試験	b ハ) 埋込み工法及び場所打ちコンクリート杭工法における試験杭の目的に、管理基準の設定を追記。
		4.1.5 試験及び報告書	a (3) 施工試験記録及び検査記録を全数とし、支持層深さほか、項目を追記。
	4.2	4.2.2 材料その他	a (2) 外殻鋼管付コンクリート杭の特記に、鋼管種別、鋼管厚を追記。 a (3) 鉄筋又は平鋼を入れた杭の特記に、継手を追記。 b 杭のその他の特記に、継手工法を追記。
		4.2.3 工法	b (3) ハ) 自動溶接を行う場合を削除。 b (4) 溶接部の確認は特記とするを全数に改訂。 b (5) 溶接後は、溶接部を急冷せず、適切な時間の経過後に杭の建込み等の施工を再開することとして追記。 g 支持層の位置、土質、杭の根入れ長さ、及び水平方向の位置ずれの精度を特記とすることとして追記。
	4.4	4.4.3 材料その他	a (1) 場所打ちコンクリート杭の特記に、支持層の位置、及び土質を追記。 a (2) 構造体強度補正值 mSn を S に改訂。
5 鉄筋工事	5.3	5.3.1 鉄筋の加工及び組み立て	d 5.3.1.3 表の注釈3を、鋼製のスパーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとするとして改訂。
		5.3.3 継手及び定着	c 5.3.3.1 表の L3、L3h に、片持小梁、及び片持スラブの場合の定着長を追記 (表下※3の注釈から移動)。 d (1) (5) (6) 圧接専門業者を圧接施工者に改訂。 d (2) 圧接工を圧接技能資格者、技量証明書を適格性証明書に改訂。また、圧接技能資格者は、JIS Z 3881に基づき (公社) 日本鉄筋継手協会「ガス圧接技量検定規定」によって認証された技量資格者とするとして改訂。 d (8) 各鉄筋継手工事標準仕様書 (案) の (案) を削除。
6 コンクリート工事	6.5	6.5.1 現場内運搬及び打込み	「1つの打込み区画内に、2つ以上のレディーミクストコンクリート工場のコンクリートを打ち込まない。」を追記。 配管類・インサートまたは構造スリット・その他埋設物の取り付けの注意点を追記。
	6.10	6.10.4 製造及び運搬	「原則として 35℃以下とする。」を「35℃以下とする。ただし、これにより難しい場合は係員と協議する。」に変更。
7 鉄骨工事	7.2	7.2.9 スタッド	スタッドに関する記述を追記。
	7.4	7.4.5 溶接作業	余盛高さに関する許容差は 7.4.6.1 表による記述に変更。
		7.4.8 スタッド溶接	検査方法の記述がなかったため、「仕上りの確認及び 30° 打撃曲げ検査により定める」の記述を追記。
	7.8	7.8.1 工場塗装	さび止め塗装に関する記述を「鉄骨面のさび止め塗装は 19.1.6.1 表により、その種別は特記による」の表現に訂正。
	7.12	7.12.1 亜鉛メッキ	7.12.1.2 表の開先面のめっき付着に関する項目において、「超音波探傷検査に支障を及ぼす範囲」を追記。
8 コンクリートブロック・ALC等パネル工事	8.2	8.2.2 材料	一部特記の範囲、特記のない場合の仕様内容、及びまぐさ等に関するコンクリートの仕様内容を一部削除。
		8.2.4 鉄筋の加工及び組み立て	横筋と縦筋を鉄線で結束する旨追記。
		8.2.5 工法	CB 造の工法について一部追記。
		8.2.8 養生	CB 造の養生について一部追記。
	8.4	8.4.4 パネル工法	ALC 等パネルの工法について一部追記。
	8.4.5 パネルの加工	ALC 等パネルの加工について一部追記。	
9 防水工事		共通	表記を統一 (充填→充てん、45°→45度、塗り付ける→塗付ける、恐れ→おそれ)。 e 断熱材 建築用断熱材が JIS A 9521 に統一されたため改訂。
	9.2	9.2.1 材料	b その他の材料 (3) 同上。
	9.4	9.4.1 材料	
	9.7	9.7.2 種別	2種類の工法で性能及び価格に大きな差がないため、種別は特記することに改訂。
10 石工事	10.2	10.2.3 取付け金物	取付け金物の工法を区分しそれぞれの取付け金物の寸法を見直した。
		10.7 養生	養生において気温による施工の注意点を設けた。

全般	• 各章全般に基準、規格、法規及び文章表現の見直、JIS 規格名称の()を「 」に統一。			
11 タイル工事	11.7	11.7.2	壁タイル張り	モルタルを塗付ける場所における施工してはならない気温を見直した。
12 木工事	12.2	12.2.2	材料	「製材の JAS」以外の製材である場合の特記内容に「保存処理」を追記。
		12.2.3	金物	造作材の化粧面の釘頭の処理について追記。
13 屋根及びとい工事	13.2		長尺金属板葺材料	「長尺鋼板葺」→「長尺金属板葺」に訂正。
		13.2.2	材料	a 材料を見直し。 b 「鋼板」→「金属板」に訂正、「鋼板で」を追記、「及び図示」を削除。 e 「止め付け釘～」文章削除。
		13.2.3	工法	c 改質アスファルトルーフィング下葺材（粘着層付タイプ）の場合の文章追加。
	13.3		折板葺	「長尺鋼板」削除。
	13.6	13.6.2	材料	f 特記による文章を追記。 13.6.2.1 表「桧材」→「杉材」に変更。
		13.6.3	工法	b 下葺材は 13.2.3 b 及び c を参照する文言に訂正。 c 文章削除。 d e f をそれぞれ繰り上げて c d e に訂正。
	13.8	13.8.1	材料	a 文言訂正（炭素鋼管→炭素鋼鋼管）、(GP) 削除 使用材料追加。
		13.8.2	工法	a 文言訂正（たてとい→とい）。 b (4) 文言訂正（たてとい→とい）。
14 金属工事	14.1	14.1.2	一般事項	あと施工アンカーの引き抜き耐力の確認試験は「引張試験」とする旨追記。
	14.3		表面処理及び防せい処理	14.3.5 表 正面処理の種別をさらに細分化。
15 左官工事	15.1	15.1.5	施工管理	a 文追記。
	15.3	15.3.3	調合及び塗圧	注 4 一部文章削除。 注 8 追記。
	15.4	15.5.4	養生	a 一部表現変更。
16 建具工事			共通	漢字、送り仮名の表記方法を統一、誤字の訂正。 節構成を変更。
17 ガラス及びプラスチック工事	17.2	17.2.4	一般工法	f 文言訂正（JASS「ガラス工事」→JASS 17「ガラス工事」）
		17.2.5	特殊ガラス工法	17.2.5.1 表 複層ガラス セッティングブロックに「EPDM 耐シリコンゴム」追加。
	17.3	17.3.3	各部一般工法	特記による文章を追記。 17.3.3.1 表 壁 (1) 削除、(2) 数値訂正、(4) 「20.8」→「20.7」に訂正。(2)～(8)をそれぞれ繰り上げ(1)～(7)に訂正。 天井「20.8」→「20.7」に訂正。
18 吹付工事	18.1	18.1.11	工法	18.1.11.1 表の建築用塗膜防水材（外壁用）の修正。 その他文言修正。
19 塗装工事	19.2	19.2.2	塗装仕様	仕様 No. 28、仕様 No. 29へ新規にオイルステイン塗り、水性オイルステイン塗りを追加した。 その他文言修正。
			<特記仕様書>	19 章 塗装工事について オイルステイン塗り、水性オイルステイン塗りを追加。
20 内装工事	20.2	20.2.1	材料	20.2.1.1 表で寸法を全面的に見直した。
		20.2.3	工法	20.2.4 文章構成を見直し、20.2.3 とした。
		20.2.4	仕上げ	20.2.3 文章構成を見直し、20.2.4 とした。
	20.6	20.6.3	工法	施行中の温度に関する制限を設けた。
	20.12	20.12.1	材料	JIS A 9511の改訂により、20.12.1.1 表より JIS A 9511を削除した。
21 外装カーテンウォール工事			共通	漢字、送り仮名の表記方法を統一、誤字の訂正。
	21.2	21.2.2	性能基準	a (1) 設計用層間変位を鉄骨造、鉄筋コンクリート造ごとに規定。 a (2) 耐風圧性能を建設省告示により算定した値に統一。
23 外構工事	23.4	23.4.2	排水工事	23.4.2.1 表 排水管の材料 硬質塩化ビニール管→硬質ポリ塩化ビニール管。